福井県セーフティネット賃貸住宅協力店届出事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、民間賃貸住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者の円滑な入居の実施に協力する事業者について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定める ところによる。
 - 一 住宅確保要配慮者(以下「要配慮者」という。)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第 112号。以下「法」という。)第2条に規定する者
 - 二 住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「居住支援法人」という。) 法第40条に基づき福井県知事の指定を受けた法人
 - 三 福井県居住支援協議会(以下「協議会」という。) 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し、必要な措置について協議するために法第51条に基づき組織した協議会
 - 四 福井県セーフティネット賃貸住宅協力店(以下「協力店」とする。) 協議会および居住支援法人と連携して民間賃貸住宅への入居を希望する要配慮者の 円滑な入居の促進を図るための活動の実施に協力する事業者

(協力店の役割)

- 第3条 協力店は、本制度の趣旨に従い、下記の役割を担うこととする。
 - 協力店は、要配慮者であることを理由に媒介を拒否し、または媒介の条件を著しく 不当なものとしてはならない。
 - 二 協力店は、他の協力店と連携して要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に努めることとする。
 - 三 協力店は、協議会および居住支援法人から要配慮者の民間賃貸住宅への入居に関する相談等に対し、適切に情報提供を行うこととする。

(届出の手続き)

第4条 協力店としての届出を行う事業者は、福井県セーフティネット賃貸住宅協力店届 出書(様式第1号)を、協議会の会員である不動産関係団体を経由して協議会に提出す るものとする。ただし、協議会が、特別に認めた事業者については、直接協議会に提出 することができるものとする。 (届出の要件)

- 第5条 届出をすることができる事業者は、次の各号に該当することとする。
 - 一 宅地建物取引業免許を取得していること
 - 二 届出する時点において、宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けていないこ と

(変更の届出)

- 第6条 協力店は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、遅滞なく、福井県セーフティネット賃貸住宅協力店変更届出書(様式第2号)を協議会の会員である不動産関係団体を経由して協議会に提出するものとする。
 - 一 名称
 - 二 所在地
 - 三 連絡先

(辞退の手続き)

第7条 協力店を辞退する事業者は、遅滞なく、福井県セーフティネット賃貸住宅協力店 辞退届出書(様式第3号)を協議会の会員である不動産関係団体を経由して協議会に提 出するものとする。

(報告の徴収)

第8条 協議会は、必要に応じて、協力店に対し、要配慮者の相談件数や媒介実績等の報告を求めることができる。

(秘密保持義務および個人情報の保護)

- 第9条 協力店は、本制度の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 協力店は、要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援を実施するうえで、対象となる要配 慮者およびその関係者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文章により同意を得てお かなければならない。

附則

この要領は、平成30年10月23日から施行する。